

那覇市首里公民館複合機賃貸借および保守管理契約書（案）

那覇市（以下「甲」という。）と ※落札業者※（以下「乙」という。）との間に、首里公民館複合機（コインベンダー、領収証等発券機を含む）（以下「複合機」という。）の賃貸借および保守管理契約について次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 本契約は、次の各号に定める事項を目的とする。

- (1) 乙が甲に複合機を賃貸し、甲はそれに対して賃借料を支払うこと。
- (2) 複合機について、乙は甲の業務遂行上支障が生じないように正常な状態で稼動するよう保守管理を行い、甲がこれに対する料金を支払うこと。

（賃貸借期間）

第2条 複合機の賃貸借期間は令和8年11月1日より令和13年10月31日までとする。

（契約対象複合機及び設置場所）

第3条 この契約の対象複合機及び設置場所は「別表1」のとおりとする。

（賃貸借料金）

第4条 契約期間中の賃貸借料金は、別表2のとおりとする。

（保守管理料）

第5条 保守管理料は、「別表3」のとおりとする。なお、保守管理料にトナー代金、コインベンダーロール紙代金も含むものとする。

2 乙は、請求金額に消費税を加算する。但し、1円未満は切り捨てるものとする。

（総則）

第6条 乙は、甲に対し、第3条の契約物件を第2条の契約期間に賃貸するものとし、甲は、乙に対し、その賃貸借料金及び第5条の複写料金及び保守料金を支払うものとする。

2 物件の設置、撤去その他本契約を履行するために必要な一切の手段については、本契約及び仕様書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。

3 本契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

（権利の譲渡等）

第7条 乙は、本契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、予め甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（設置の確認及び引渡し、移動）

第8条 物件の設置日は、甲乙協議して定めるものとする。

2 乙は、物件を第3条の設置場所に設置し、甲が使用できる状態にしたときは、その旨を甲に通知しなければならない。

3 甲が検査を行うものとして定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けた日から 10 日以内に乙の立会いの上、仕様書に定めるところにより、物件が使用できる状態にあることの確認を完了し、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。

4 乙は、前項の確認に立ち会わなかったときは、確認の結果について異議を申し立てることができない。

5 第 3 項の場合において、確認に直接要する費用は乙の負担とする。

6 甲は、第 3 項の確認完了後、乙が物件の引渡しを申し出たときは、直ちに当該物件の引渡しを受けなければならない。

7 乙は、物件が第 3 項の確認に合格しないときは、直ちに当該物件の修補又は取替えをして検査職員の確認を受けなければならない。

8 甲は、第 3 条に定める設置場所を変更する場合はあらかじめ乙に通知するものとする。この場合、複合機の移動にかかる費用については甲の負担とする。

（設置の負担）

第 9 条 本契約に基づく物件の設置及び撤去のために要するすべての費用は、乙の負担とする。

2 乙が第 26 条に基づき物件を撤去すべき場合において、その撤去を遅延した場合は、甲は乙に代わり撤去し、その費用を乙に請求するものとする。

（履行遅延の場合における遅延違約金）

第 10 条 乙の責に帰すべき事由により、契約期間の始期に甲が物件を借り受けることができないときは、甲は当該遅延にかかる違約金を請求することができる。

2 前項の違約金は、契約金額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条の規定に基づき財務大臣が決定した割合（以下「支払遅延防止法に定める率」という。）で計算した額とする。

（契約不適合責任）

第 11 条 設置された物件が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるとき（以下「契約不適合」という。）は、甲は、乙に対し、目的物の修補、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しによる履行の追完を請求するものとする。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の契約不適合が、甲の責に帰すべき事由によるものであるときは、甲は履行の追完を請求することができない。

（借主の賃貸借料金減額請求権）

第 12 条 契約不適合のある場合、甲は相当の期間を定めて乙に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その契約不適合の程度に応じて賃貸借料金の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき又は履行の追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告をすることなく直ちに賃貸借料金の減額を請求することができる。

2 前項の契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前項の規定による賃貸借料金の減額を請求することができない。

（準用）

第 13 条 前 2 条の規定は、債務不履行による損害賠償の請求並びに催告による解除及び催告によらない解除権の行使についても準用する。

（善管注意義務）

第 14 条 甲は、本契約及び取引上の社会通念に照らして定まる善良な管理者の注意をもって、物件を使用管理しなければならない。

（賃貸借料金及び保守管理料金の請求）

第 15 条 乙は、毎月末に甲の確認を受けて、保守管理料金を算出し、それに消費税及び地方消費税相当額を上乗せした金額に、賃貸借料金を併せた金額を甲に請求するものとする。この場合、1 円未満の端数は切り捨てるものとする。

（賃貸借料金及び保守管理料金の支払）

第 16 条 甲は賃貸借料金及び複写料金を乙に支払うものとする。

2 賃貸借期間に 1 か月未満の端数が生じたとき、又は乙の責に帰すべき事由により甲が物件を使用することができなかったときは、甲が乙に支払うべきその月分の賃貸借料金は、その月の暦日数に基づく日割計算によって計算した額とする。

3 甲は、乙から前条の規定による正当な請求を受けたときは、その請求を受理した日から 30 日以内に賃貸借料金及び複写料金を支払わなければならない。

4 甲は、自己の責に帰すべき事由により、前項の支払いが遅れた場合においては、乙に対し、支払期日の翌日から支払日まで、その請求金額につき支払遅延防止法に定める率で計算した遅延利息を加算して支払わなければならない。

（複合機の保守）

第 17 条 乙は、複合機を甲が常時正常な状態で使用できるように月に 1 回以上、技術員を設置場所に派遣して点検、整備及び部品の交換を行う。乙が職員を設置場所に派遣して点検調整を行う場合において、その職員は必ずその身分を証明する証票を提示しなければならない。また、乙は、甲の定める取扱い担当者に対し、取扱いの指導を行うものとする。

2 複合機が故障した場合は、甲の要請により、乙は速やかに職員を派遣して修理し、正常な状態に回復させなければならない。

3 複合機の修理及び取付工事に要する一切の費用は、乙の負担とする。

4 乙が、消耗品の残量、機器の故障、メーターの確認についてリモートによる点検を行う場合は、通信時のセキュリティを確保しなければならない。

5 正常な状態に回復するのに時間を要する場合には、代替の複合機を設置し、甲の業務に支障のないように対応することとする。

（部品及び消耗品の供給）

第 18 条 複合機に必要な部品（ドラム等）は、乙の点検又は甲の請求に基づき、乙がコピーの質を維持するために必要と認めたときに、乙の負担によってこれを取り替えるものとする。

2 複合機に必要な消耗品（トナー等）については、乙の点検又は甲の請求に基づき、乙が予備手持量の不足を認めたときに、乙の負担によって当該消耗品を甲に供給するものとする。ただし、用紙は除くものとする。

（保険）

第 19 条 乙は、自己の責任において複合機に動産総合保険を付保するものとする。

2 動産総合保険の内容等については、別紙 1「動産総合保険内容」のとおりとする。

（損害賠償）

第 20 条 乙は、甲が故意または重大な過失によって物件に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができる。

2 前項の損害賠償の額は甲乙が協議して定めるものとする。この場合において、乙の付保する動産総合保険で補填される額は、この損害賠償の額から控除するものとする。

(借主の解除権)

第 21 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、文書をもって催告を行ったのち、本契約を解除することができる。

- (1) 甲又は乙が本契約を履行しないとき、又は履行しない恐れがある場合
- (2) 天災その他やむを得ない事由により、本契約を履行することができなくなった場合
- (3) 乙が、物件の設置をすべき期日を過ぎても設置をしないとき、又は設置の見込みがないとき
- (4) 乙から契約解除の申し出があった場合
- (5) 乙が契約の履行について不正の行為をした場合
- (6) その他乙又はその代理人が本契約に違反した場合

2 前項第 3 号から第 6 号に該当する場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその賠償の責めを負わない。

3 甲は、本契約に関して乙又は乙の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその賠償の責めを負わない。

4 乙、又は乙との間に本契約に係る物件等の購入契約その他契約を締結する者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）に該当すると判明したときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその賠償の責めを負わない。

(反社会的勢力の排除)

第 22 条 甲及び乙は、自己又は自己の代理人が、次の各号に該当することを確約する。

- (1) 前条第 4 項の反社会的勢力ではないこと。
- (2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと。
 - ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係
 - イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係
- (3) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、相談役、会長その他、名称の如何を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。）が反社会的勢力ではないこと、および反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
- (5) 自ら又は第三者を利用して本契約に関して次の行為をしないこと。
 - ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - オ その他前各号に準ずる行為

2 甲又は乙は、相手方が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。

ア 前項（1）ないし（3）の確約に反する表明をしたことが判明した場合

イ 前項（4）の確約に反し契約をしたことが判明した場合

ウ 前項（5）の確約に反した行為をした場合

3 前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、解除により生じた損害を賠償しなければならない。

4 第2項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除による損害について、その相手方に対し何らの請求もすることができない。

（貸主の解除権）

第23条 乙は、甲が本契約に違反し、その違反によって本契約の履行が不可能となったときは、本契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（特約事項）

第24条 本契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成21年那覇市条例第41号）第2条の長期継続契約であるため、本契約の締結日に属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算に減額又は削除があった場合、甲は、本契約を変更又は解除することができる。

（所有権の表示）

第25条 乙は、物件に乙の所有である旨を表示するものとする。

（複合機及び消耗品の返還）

第26条 契約期間が終了し、又は本契約が解除された場合、甲は乙へ複合機及び消耗品を速やかに返還しなければならない。

2 前項による複合機の返還に係る費用は、乙の負担とする。

3 乙は、複合機を撤去する際、複合機に含まれた情報を完全に消去しなければならない。

（相殺）

第27条 甲は、本契約において乙から支払いを受けるべき金額があるときは、その金額と乙に支払うべき賃貸借料金及び複写料金を相殺することができる。

（秘密の保持）

第28条 乙は、複合機の管理及び保守の実施の際に知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし又は他の目的に利用してはならない。本契約が満了した後も同様とする。

（情報セキュリティ）

第29条 甲及び乙は、本契約において情報セキュリティ対策を実施する必要がある場合は、相互協議を行い、対策を講じるものとする。

2 乙は、本契約の履行にあたって、別紙2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(合意管轄)

第 30 条 本契約にかかる訴訟は、甲の本庁所在地を管轄する裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする。

(その他)

第 31 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上これを定めるものとする。

この契約を証するため本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各自その 1 通を所持する。

令和 年 月 日

甲 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市
那覇市長 知 念 覚

乙

別表 1

設置場所		機 種
施設名	所在地	
那覇市首里公民館	那覇市首里当蔵町 2-8-2	

別表 2

賃貸借料金

年度	月数	支払金額（消費税及び地方消費税込み）			
令和 8 年度 11 月～3 月	5	月額	円	（年額	円）
令和 9 年度	12	月額	円	（年額	円）
令和 10 年度	12	月額	円	（年額	円）
令和 11 年度	12	月額	円	（年額	円）
令和 12 年度	12	月額	円	（年額	円）
令和 13 年度 4 月～10 月	7	月額	円	（年額	円）
計	60	計		円	

別表 3

保守管理料金

保守料金	備考
(モノクロ) 1 枚～1,000 枚まで 円 1,001 枚～5,000 枚まで 円 5,001 枚以上 円	① トナー代、コインバンダーロール紙代金も含む ② 用紙代は含まない
(カラー) 1 枚～1,000 枚まで 円	
1,001 枚～5,000 枚まで 円	
5,001 枚以上 円	

※ 請求額は上記の合計額に法令所定の消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

※ 総複写数からテスト複写枚数、不良複写枚数分として2%の枚数を控除して、積算カウンター料金を算出する。